

《陳情書割り振り表》

【2】

1. 安心できる介護保障について……………高齢者福祉課
2. 高齢者医療の充実について……………保険年金課
3. 子育て支援について ①……………保険年金課
②……………健康課
4. 国保の改善について……………保険年金課
5. 障がい者施策の充実について……………社会福祉課
6. 健診事業について……………健康課
7. 地方税の徴収について……………税務課

自治体キャラバン回答 20 年 9 月

高齢者福祉課

(1) 介護保険について

- ①ア 第 4 期の介護保険料は現在、事業計画の中で検討しています。
- ①イ 保険料減免については、現在策定中の事業計画の中で検討していきます。
- ② 利用料の独自減免は考えていません。国の制度に準じて実施していきます。
- ③ 軽度認定者に対する例外給付については、担当ケアマネの申し出によりその都度にサービス担当者会議を開催しています。
- ④ 基盤整備については、現在策定中の事業計画の中で検討していきます。
- ⑤ ケアマネの資質向上とネットワーク化を図るため、介護保険事業者連絡会(ケアマネ連絡会)を定期開催し、情報提供や研修実施のための予算措置をしていきます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 昼食、夕食それぞれ週 3 日、計 6 日間実施しています。ふれあい会食(サロン)については、隔月で年 6 回実施しています。
- ②ア タクシー初乗り基本料金の助成による外出支援事業を実施しています。
- ②イ 市内 27 ヶ所の老人憩いの家に委託料の支払をしています。また、老人憩いの家が設置されていない 5 ヶ所の区には高齢者活動拠点補助金を交付しています。

(3) 障がい者控除の認定について

- ① 要介護認定は、介護の手間のかかり具合によって要介護度が認定されており、障害認定とはその判断基準が異なるものであります。従いまして、要介護度をもって、一律に障害認定をするのではなく、個別に障害の判断を判定する必要があります。
- ② 広報等で周知しており、個別送付は考えていません。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

→愛知県が補助対象からはずした後も、継続して対象としています。

→対象を70歳まで引き下げることについては、考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書発行をしないでください。

→滞納があるからといって一律に保険証の取り上げ等はしません。個々の事例をよく考えて、広域連合と連携して対応をします。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

→障害者医療費助成制度の適用は考えていません。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

→国保加入者と後期高齢者医療加入者に施設利用の差はありません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

→現在通院については小学校3年生になっていますが、将来的には中学校3年生までを対象にしたいと考えています。

4. 国保の改善について

①保険税について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険税の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、支払える保険税にしてください。

→当市の国保税は平成8年度以降改定をしておりません。国保医療費が伸びている中で、一般会計も国保特会と同様に財政状況は大変厳しく、保険税の収入が伸び悩んでいる状況では、国保特会の運営維持に困難をきたしており、引き上げせざる負えない状況にあります。ただ、生活困窮者については、減免制度の拡充について検討しております。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

→考えておりません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

→低所得者層については、軽減措置が適用されており、上乘せとなる減免制度は、考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が 1,000 万円以下で、当年の見込所得が 500 万円以下、前年所得の 10 分の 9 以下」にしてください。

→高額所得者を含めた大幅な軽減措置の拡大は、国保会計の運営に支障を来たすこととなりますので、難しいと考えます。

②保険税滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育終了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には絶対に発行しないでください。

→現在、資格者証は発行しておりません。

イ. 保険税を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差押えなどの制裁行政をしないでください。

→払いきれない加入者の方には、収納課にて納税相談を実施し、加入者の生活実態を考慮した税の徴収に心掛けております。

③65～74 歳の保険税の年金天引きは、行わないでください。

→国の指示により該当者の決定をしておりますが、国の通知により一定の条件に該当した方については、該当から除外し対応しております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯に対しても実施してください。

→低所得者世帯に配慮しており、より一層の措置は考えておりません。

陳情書回答

健康課

3 ② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

「妊婦健診の公費負担は子育て支援の観点から、20年4月から5回（改正前2回）に改正いたしました。厚生労働省の14回が望ましいといていることや周辺市町村の状況を勘案しながら、他の保健事業実施や財政状況等も踏まえて研究していきたいと考えております。産後健診については、その後の課題になると考えております。」

6 健診事業について

① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料にしてください。また、実施機関は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

「保険者が実施する特定健診については、国民健康保険被保険者の健診を実施し、負担金は無料となっております。その他のがん検診等については、集団方式では500円から1,000円、医療機関方式では600円から4,000円の負担金を負担していただいております。ただし、70歳以上、生保、市民税非課税世帯、障害者(1～3級、知的A・B、精神1～2級)及び、集団検診の節目年齢(40・50・60歳)は無料としております。」

特定健診の実施期間は、特定保健指導の関係もあり、6月から10月までの5か月間とし、医療機関方式のがん検診についても期間を合わせております。

集団方式のがん検診は、今年度は4月から1月まで実施しております。この他集団で、骨粗しょう症検診も実施しております。」

② 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも、40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

「昨年までは、医療機関での節目歯科健診と集団の基本健診の際に希望者に歯科健診を実施しておりましたが、特定健診に変更されたことに伴い、集団での歯科健診は取り止めました。代わって医療機関での節目歯科健診を充実し、10歳刻みから5歳刻みに改め、対象年齢を倍増いたしました。」

介護・福祉・医療など社会保障の施策充実についての陳情等に関する回答

〈社会福祉課担当分〉

5 障がい者施策の充実について

★① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産用件を撤廃してください。

→ 障害者自立支援法による利用者負担の軽減措置については、資産用件が明記されており、法改正がなければ、市独自の施策としてその要件を撤廃する予定はありません。

★② 補装具の利用者負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動支援センターの各利用料を総合した負担軽減措置を講じてください。

→ 補装具の利用者負担については、障害者自立支援法に規定されているとおりです。市独自の軽減措置は考えておりません。また、地域生活支援事業の利用者負担については、所得に応じて低率での負担としており、総合した負担軽減はしておりません。

なお、利用者負担の低所得者への軽減策としては、移動支援、地域活動支援センター事業は、利用者及びその配偶者が市町村民税非課税の場合は利用者負担を3%、市民税所得割の額16万円未満の場合は5%を適用しています。また、日常生活用具は、利用者及びその配偶者が市町村民税非課税の場合は5%を適用しています。

★③ 第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実情を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

→ 第1期計画策定時(平成18年度)や障害者福祉計画策定時(平成19年度)と同様、計画策定にあたりましては、地域の障害者団体や施設等の事業者の意見や今後の方向性をよく聴いたうえで、本市の実態にあった計画を策定していく予定でございます。具体的には、事業所ヒアリング、策定委員会に公募の市民に入ってもらい、パブリックコメント等を予定しています。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書 回答

税務課

7 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行なわないでください。

回 答

地方税法(第321条の7の2)により、市町村に対して公的年金を受給している納税義務者に係る個人住民税について、特別徴収の方法により徴収することが義務づけられているため、実施します。

(公的年金の特別徴収に係る規定が定められていない条例は、地方税の規定に反する条例となるため、本年6月議会にて条例を改正しました。)